

こつこつ小平「もったいない」が 根づくまち

小平市一般廃棄物処理基本計画 素案

平成 25 年（2013 年）9 月

小 平 市

目 次

第1章 計画の位置づけ	1
1. 本計画策定の背景	1
2. 本計画の位置づけ	2
3. 計画の基本事項	3
第2章 現状と課題	4
1. 廃棄物量等の推移と現況	4
2. 前計画の数値目標の評価	7
3. 今後に向けた課題	9
第3章 計画理念・目標	16
1. 基本理念	16
2. 施策の基本方針	17
3. 数値目標と指標	18
第4章 市民・事業者・市の行動	22
1. 三者それぞれの役割	22
2. 市民の行動指針	23
3. 事業者の行動指針	23
第5章 市が実施する施策	25
1. 重点施策	25
2. 個別施策	30
3. 今後の廃棄物処理体制	34
4. 市民参加と協働	35
第6章 生活排水処理基本計画	37
1. 生活排水処理の現状	37
2. 今後の取組	38
第7章 計画の運営管理	40

第1章 計画の位置づけ

1. 本計画策定の背景

小平市では、平成15年（2003年）3月に、「循環型社会の形成推進」を基本理念とし、小平市における廃棄物の減量と処理に係る事業の根幹となるものとして、前計画（「小平市ごみ処理基本計画」）を策定しました。

前計画は、平成15年度（2003年度）から平成24年度（2012年度）までを計画期間とするもので、平成19年度（2007年度）に中間改訂を行いました。その後、平成24年度（2012年度）に計画期間を1年間延伸し、平成25年度（2013年度）までとしました。

本計画は、今後の循環型社会の確立を目指して、前計画の見直しを行い、総合的かつ計画的な廃棄物処理事業を推進するための方向性などを定めるものです。

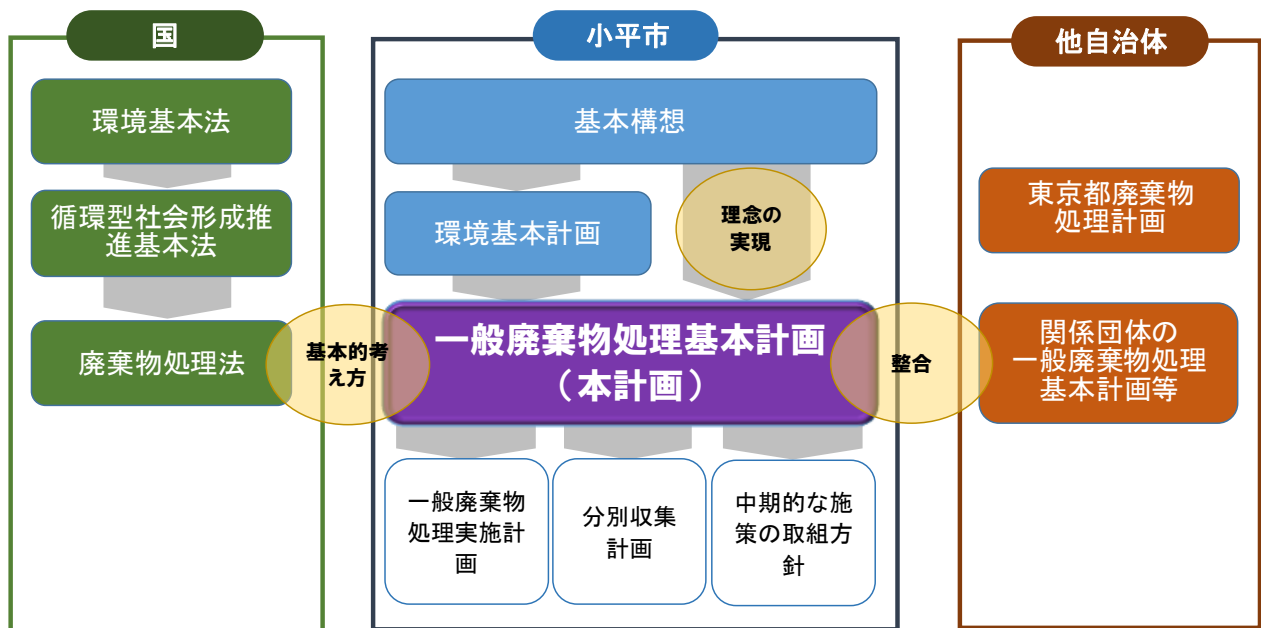
また、本計画においては、ごみ及び資源物（以下「廃棄物」といいます。）のほか、生活排水（汲み取り式便所のし尿等をいい、下水として処理される物を除きます。）に係る今後の処理等についても、合わせて定めます。

2. 本計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づく「一般廃棄物処理基本計画」であり、小平市のごみ処理基本計画としては第三次計画となるものです。

「小平市第三次長期総合計画 基本構想」の理念の実現に向けた廃棄物部門の計画として、「小平市第二次環境基本計画」を踏まえつつ、さらなる廃棄物の減量と適正処理への方策を定めます。

また、「東京都廃棄物処理計画」のほか、小平・村山・大和衛生組合及び同組合の構成市である武蔵村山市と東大和市など、関係地方公共団体の一般廃棄物処理基本計画等との整合を図ります。



3. 計画の基本事項

(1) 計画対象期間及び目標年度

平成26年度（2014年度）から平成34年度（2022年度）までを計画期間とし、目標年度を平成34年度（2022年度）とします。

(2) 計画の定期見直し

平成29年度（2017年度）を中間目標年度として、計画の定期見直しを行います。

また、計画の前提となる条件に大幅な変動が生じたときには、適宜見直しを行います。



(3) 計画対象地域

小平市域とします。

(4) 計画対象主体

小平市民、小平市内の事業所及び小平市とします。

(5) 計画対象廃棄物

小平市内で発生する一般廃棄物（産業廃棄物以外の廃棄物）とします。

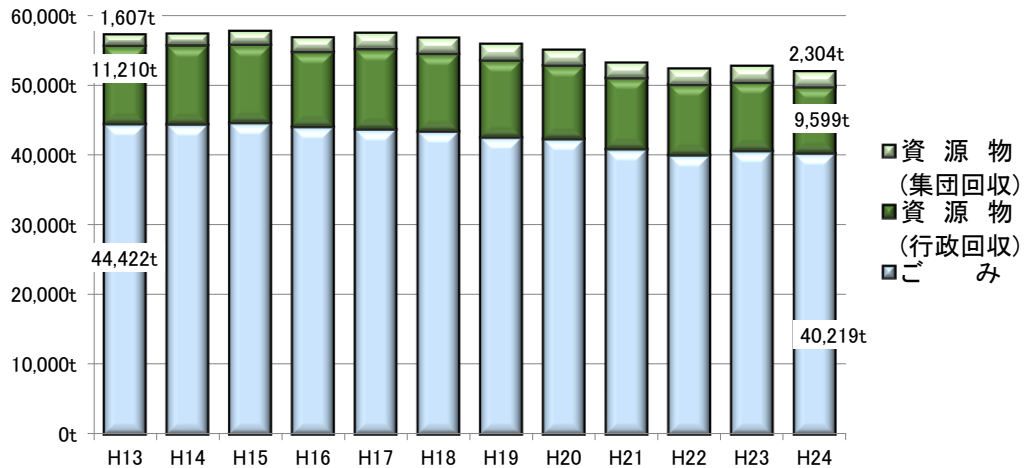
第2章 現状と課題

1. 廃棄物量等の推移と現況

(1) 廃棄物量等の推移

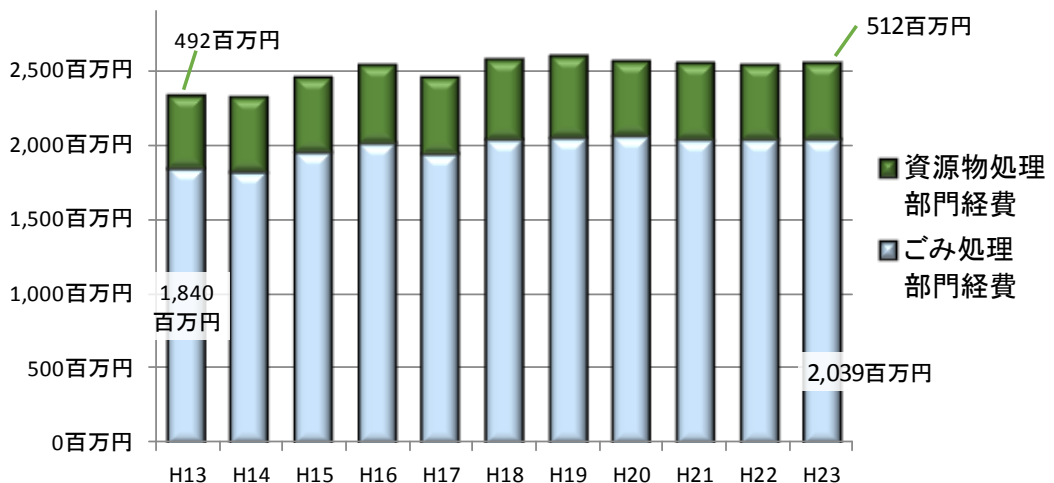
① 廃棄物量の推移

前回の計画改定以降、廃棄物量については、概ね順調に減量を続けています。



② 経費の推移

廃棄物の処理に要する経費は、東京たま広域資源循環組合でのエコセメント化事業の実施（平成18年（2006年）7月より施設稼働）に関連した経費の増があったほかは、概ね大きな増減はなく推移しています。



(2) 現状の廃棄物処理フロー

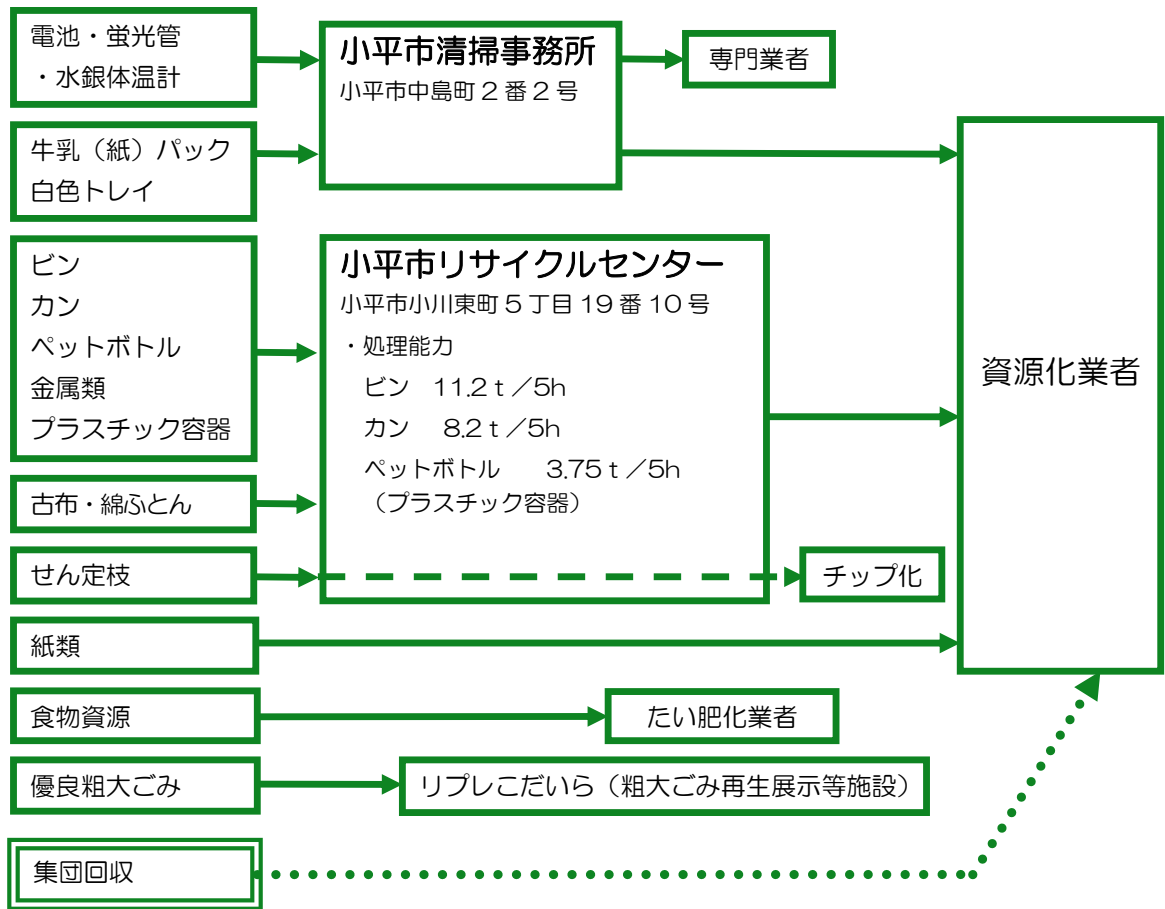
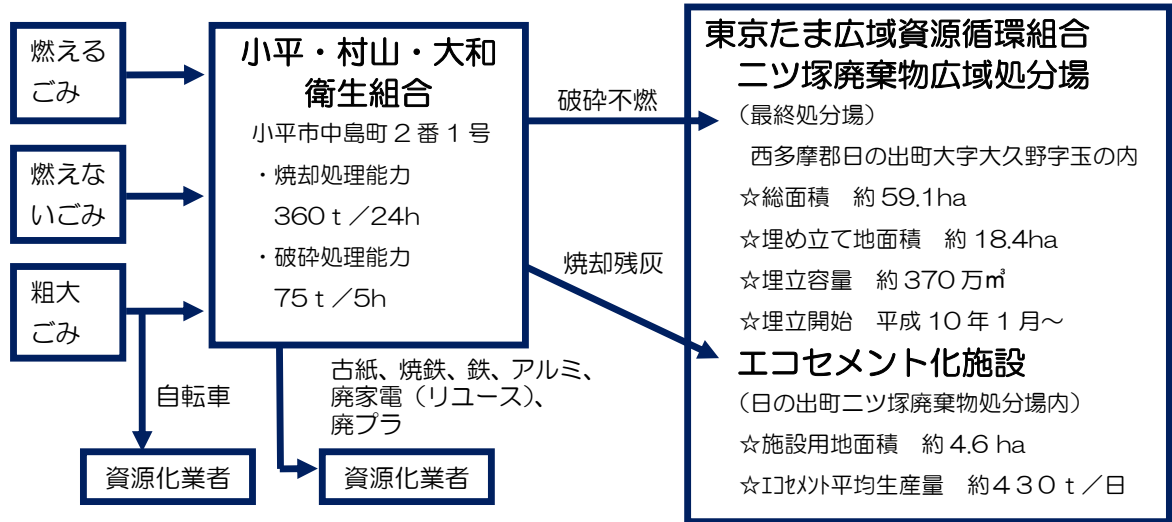
① 廃棄物の種類ごとの収集方法等

平成25年度（2013年度）現在、以下のとおりです。

廃棄物の種類（分別の区分）		収集方法	収集頻度	収集主体	
家庭廃棄物	ごみ	燃えるごみ	ステーション方式による定期収集	週2回	市（委託）
		燃えないごみ	ステーション方式による定期収集	週1回	市（委託）
	資源物	新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール	ステーション方式による定期収集	週1回	市（委託）
		古布、綿ふとん	ステーション方式による定期収集	週1回	市（委託）
		ビン、カン、ペットボトル、プラスチック容器、アルミ製なべ・やかん	ステーション方式による定期収集	週1回	市（委託）
		電池、蛍光管、水銀体温計（水銀血圧計）	ステーション方式による定期収集	週1回	市（委託）
		牛乳（紙）パック	小売店又は公共施設に設置する回収ボックスから収集	随時	市（委託）
		白色トレイ	小売店又は公共施設に設置する回収ボックスから収集	随時	市（委託）
	食物資源（食物資源循環モデル事業参加世帯に限る。）	ステーション方式による定期収集	週1回	市（委託）	
	粗大ごみ	戸別収集	申し込みに応じて随時	市（委託・直営）	
臨時ごみ（1日平均10キログラムを超える量、又は臨時に200キログラム以上の量）	戸別収集	申し込みに応じて随時	市（直営）		
事業系廃棄物	1日平均10キログラムを超える量を排出する場合	事業者において定める		収集運搬許可業者等	
	1日平均10キログラム未満の量を排出する場合	事業者において定める		収集運搬許可業者等	
		家庭廃棄物のごみ及び資源物の各種類別の収集方式と同じ。			

② 廃棄物の中間処理、最終処分及び再資源化の実施主体等

平成25年(2013年)現在、以下のとおり廃棄物の処理を行っています。



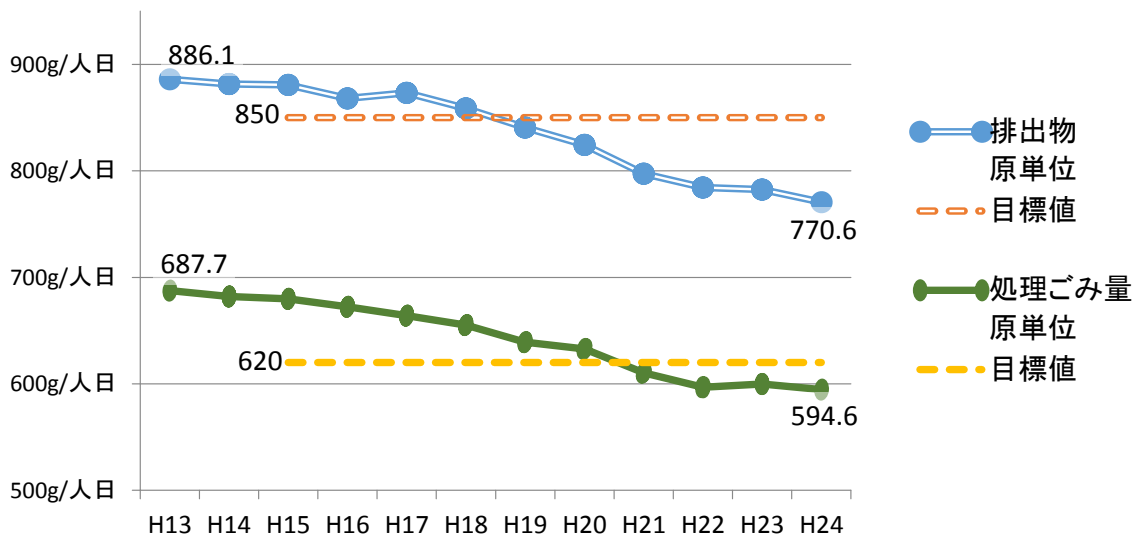
2. 前計画の数値目標の評価

前計画で設定した数値目標については、以下のとおり、2つが未達成であるものの、主要な目標としている排出物原単位を含む5つを達成しています。

こうした結果については、概ね良好なものと評価します。

	計画目標値	平成13年度 (2001年度)	平成19年度 (2007年度) -中間目標年度-	平成24年度 (2012年度)	達成状況
排出物原単位	850.0g/人日	886.1g/人日	840.5g/人日	770.6g/人日	達成
処理ごみ量原単位	620.0g/人日	687.7g/人日	639.0g/人日	594.6g/人日	達成
収集ごみ量原単位	550.0g/人日	608.3g/人日	564.2g/人日	532.5g/人日	達成
持込ごみ量	H15～:5,000t/年 H20～:4,900t/年	5,127t/年	4,973t/年	4,203t/年	達成
資源物混入率	10%以下	可燃24% 不燃21%	-	可燃12.8% ^(注) 不燃26.0% ^(注)	未達成
収集時リサイクル率	30.00%	22.40%	24.00%	22.80%	未達成
最終処分量	H15～:5,500t/年 H20～:5,200t/年	5,877t/年	5,281t/年	4,885t/年	達成

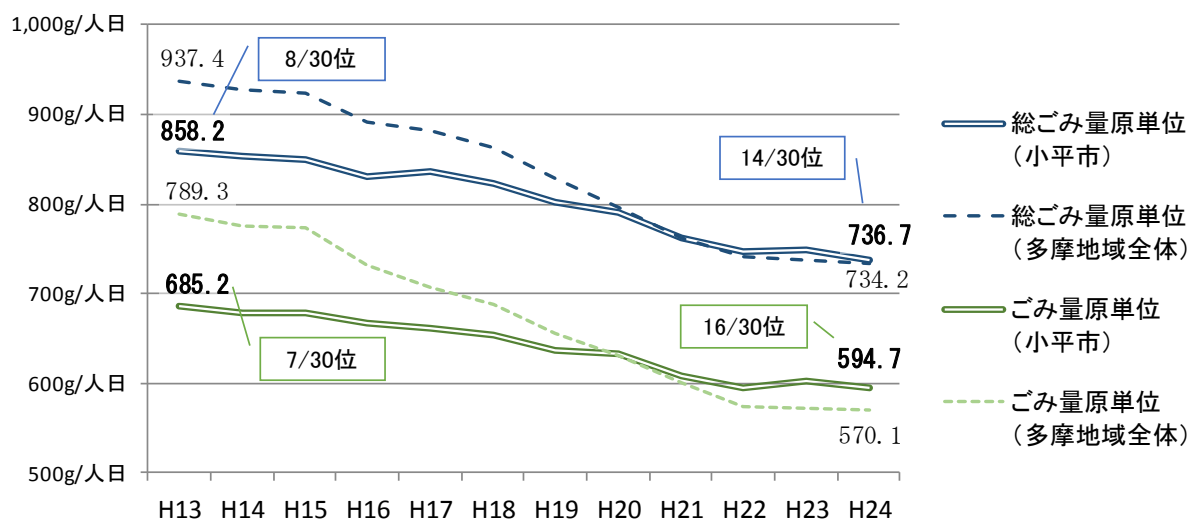
注) 平成25年5月調査



未達成である数値目標のうち、資源物混入率については、特に「燃えないごみ」に含まれる容器包装プラスチックの分別が課題です。

また、前計画で参考数値としていた収集時リサイクル率は、計画目標値に達していませんが、処理ごみ量原単位が大幅に減少したことは、リサイクルよりも優先順位の高い発生抑制や再使用が進んだことを示していると推測できます。

一方、廃棄物の減量化の傾向は、多摩地域全体としても見られます。そして、その減量化傾向は、小平市よりも顕著であり、小平市の実績は、従前は多摩地域全体の実績を大きく下回っていたものの、現在ではこれを上回ってしまっています。



注1) データは、多摩地域ごみ実態調査(公益財団法人 東京市町村自治調査会)に基づきます。

注2) 総ごみ量原単位は、ごみと資源物の合計量を一人1日当たりに換算した数値です。(集団回収分は除きます。)

注3) ごみ量原単位は、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」の一人1日当たりの量の合計です。

注4) 総ごみ量及びごみ量ともに、小平市ごみ処理基本計画で数値目標としている「排出物原単位」及び「処理ごみ量原単位」とは算出方法が異なるため、数値は一致しません。

注5) 順位は、多摩地域26市3町1村の中での量が少ない方からの順位です。

3. 今後に向けた課題

今後の小平市における廃棄物減量と処理に係る課題として、従前からの課題と合わせて、本計画の策定に当たって、平成25年（2013年）5月に実施した実態調査（市民アンケート調査及びごみ組成分析調査）から見えてきた課題として、以下のものがあげられます。

(1) 更なる意識の向上

循環型社会を形成するためには、リサイクルに先立って2R（リデュース・リユース）を推進していく必要があります。

2Rを推進する主体は市民や事業者であり、市は、市民や事業者が2Rに取り組みやすい環境を整備し、情報を提供する必要があります。

市民アンケート調査では、小平市のごみの減量や処理に関する4つの設問に対する回答について、「満足している」を5点、「どちらかといえば満足している」を4点、「どちらかといえば不満がある」を2点、「不満がある」を1点として平均点を算定した結果、「ごみの減量や処理の情報公開・提供」については、評価点が3.83点と4つの設問で最も低いほか、「わからない」との回答が235票と多く、情報公開・提供について、そのあり方を検討する必要があります。

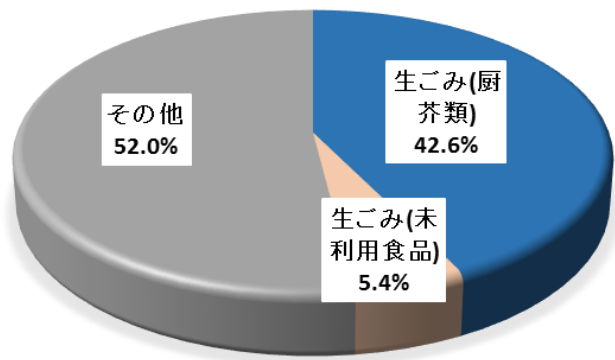
項目	回答件数						評価点
	満足している	どちらかといえば満足している	どちらかといえば不満がある	不満がある	わからない	無回答	
ごみの収集	518	437	57	31	20	7	4.30
ごみの減量や処理の情報公開・提供	218	437	127	35	235	18	3.83
ごみの減量や処理への小平市の取り組み	250	406	94	32	272	16	3.96
住んでいる地域の清潔さ	385	506	101	48	21	9	4.04

※評価点は「満足している」を5点、「どちらかといえば満足している」を4点、「どちらかといえば不満がある」を2点、「不満がある」を1点として平均点を算定した。

(2) 生ごみ・未利用食品の削減

ごみの中に生ごみや紙類、プラスチック類などの各品目が含まれている割合を調査する「ごみ組成分析調査」の結果からは、燃えるごみには、未利用食品が5.4%含まれており、ごみとして出されている未利用食品は、年間約1,600tと推計されます。

燃えるごみの組成割合



ごみ減量としての問題だけではなく、多くの食品を海外から輸入している我が国の状況や、食を通じた環境教育からの視点からも、未利用食品を減らすような普及啓発活動を検討する必要があります。

このほか、生ごみは品目別で最も排出量が多いことから、食べ残し（料理の作り過ぎ）を減らすことや、自家処理の促進、水切りの徹底などにより、減量を図る必要があります。

燃えるごみに含まれていた未利用食品



(3) プラスチック容器の分別の推進

現在、プラスチック製の廃棄物については、下図のとおり、ラップ、ビニールや包装類等の軟質の物は「燃えるごみ」とし、硬質の物のうち、ボトル類、カップ型容器等の容器包装プラスチックで、きれいな物は「プラスチック容器」として分別収集・資源化をする等の分別区分となっています。

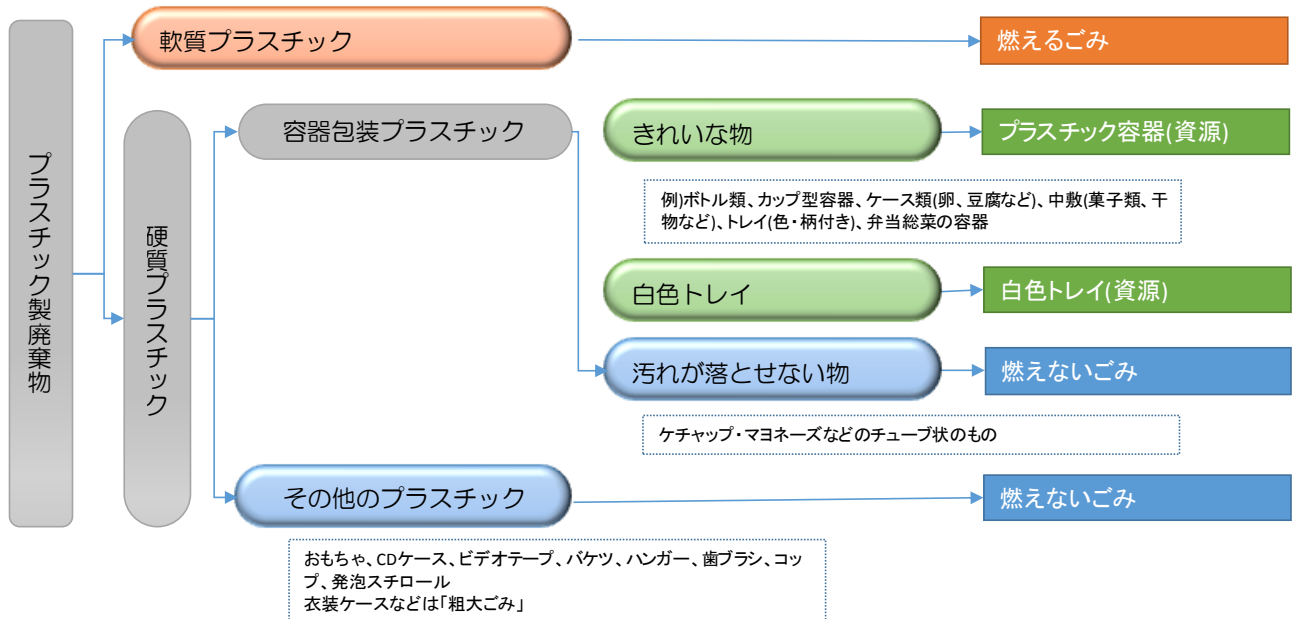
ごみ組成分析調査の結果、分別収集の対象となっている硬質の「プラスチック容器」の7割以上がごみとして捨てられていると推計されます。その一方で、リサイクルセンターでの実態として、中身が入ったままの汚れた物も資源物として出されてしまうことがあります。

また、ごみ組成分析調査の結果からは、家庭から収集される燃えないごみに、年間約300tの軟質プラスチックが含まれていると推計されます。

市民アンケート調査では、現在のプラスチック容器の分別収集の感想については、『リサイクルできるものとできないものの判断に迷う』（52.3%）が半数以上を占めたほか、分別がわからなくて困っている品目を質問した結果、プラスチックが全体の51.9%と半数以上を占めています。

現在の分別区分の普及啓発を図るとともに、市民にわかりやすくリサイクルを推進するような分別区分への変更について検討する必要があります。

現在のプラスチック製廃棄物の分別区分



(4) 施設の老朽化への対策

計画期間内では、小平・村山・大和衛生組合のごみ処理施設の老朽化に伴う更新が大きな課題となるほか、小平市リサイクルセンターの老朽化等にも伴い、現在、小平・村山・大和衛生組合と構成3市で検討を進めている3市共同資源物処理施設の着実な整備と、3市共同資源物処理施設で取り扱わない資源化品目を中間処理するための施設整備が必要となります。

3市共同資源化事業

- 3市共同資源化事業とは、小平市、東大和市及び武蔵村山市の3地域での循環型社会の形成を目指し、平成33年度の焼却施設の更新を視野に入れ、廃棄物(資源物を含む)処理の将来の方向性を決めるもので、平成15年度から3市及び小平・村山・大和衛生組合が検討を進めている事業です。
- 事業の具体的な内容としては、【ソフト面】では資源化基準の統一や、3R(Reduce(リデュース)「発生抑制」、Reuse(リユース)「再使用」、Recycle(リサイクル)「再生利用」)の推進を図り、望ましい循環型社会の形成を目指すこと、【ハード面】としては、資源物の共同処理を、東大和市暫定リサイクル施設用地を活用し、具体化すること(3市共同資源物処理施設)。また、不燃・粗大ごみ処理施設について、小平市清掃事務所用地を活用して更新すること、とするものです。
- 3市共同資源物処理施設については、当初はペットボトル、容器包装プラスチック、ビン、カン、蛍光灯と電池を処理する施設を検討していましたが、平成25年(2013年)1月に、ペットボトルと容器包装プラスチックの2品目を共同処理する施設として、他の4品目は各市で単独処理することに変更することなどを、小平・村山・大和衛生組合と構成3市で確認しています。

① ごみ中間処理施設

小平市のごみの中間処理は小平・村山・大和衛生組合で行っています。

ごみ焼却施設については、3号ごみ焼却施設は40年弱、4・5号ごみ焼却施設は30年弱が経過しており、部分更新事業など、改造及び補修工事により、平成33年度（2021年度）まで稼働予定です。

粗大ごみ処理施設（破砕選別施設）は、40年弱が経過して、老朽化とともに、システムの旧式化により現在のごみ質に適さなくなっているなどの問題が生じていて、その更新は喫緊の課題となっています。

今後、ごみの中間処理に危機的な事態を招くことのないよう、小平・村山・大和衛生組合の各施設の更新を、着実に進めていかななくてはなりません。

名称	小平・村山・大和衛生組合	
所在地	小平市中島町2番1号	
電話番号	(042)341-4345	
敷地面積	約15,700㎡(組合所有 約9,200㎡ 小平市借地 約6,500㎡)	
施設概要 (主なもの)	粗大ごみ処理施設 (破砕選別施設)	昭和50年10月竣工 75t/5h 平成10年3月選別装置改造
	焼却施設(3号炉)	昭和50年3月竣工 150t/24h (全連続燃焼式ストーカ炉) 平成2年3月大規模改造 平成15年3月バグフィルター設置
	焼却施設(4・5号炉)	昭和61年11月竣工 105t/24h×2炉 (全連続燃焼式ストーカ炉) 平成15年3月バグフィルター設置
沿革	昭和35年(1960年)	当時の小平町が現在の場所をごみ処理施設に都市計画決定し、焼却場を建設
	昭和40年(1965年)2月	3市による一部事務組合を設立、共同処理事業に移行。小平市施設を引継ぎ処理。
	昭和46年(1971年)以降	2号炉等、人口急増、ごみ増等に対して施設拡充

② リサイクル施設

資源物の中間処理は、市のリサイクルセンターにおいて、主にビン、カン、ペットボトル及びプラスチック容器の選別、圧縮などを行っています。

プラスチック容器の処理量は、年々増加の傾向にあり、リサイクルセンターの処理能力はすでに限界に達しています。このことから、全量容器包装プラスチックの資源化を行う場合等は、3市共同資源物処理施設の着実な整備その他による処理能力の確保が課題となります。

また、3市共同資源物処理施設で取り扱わない資源化品目については、現在リサイクルセンターで中間処理をしているビン、カンなどのほか、市の清掃事務所で選別などを行っている電池や蛍光管などについても、市単独で処理体制を確保することが必要です。

名称	小平市リサイクルセンター
所在地	小平市小川町東5丁目19番10号
敷地面積	11,447㎡

	ビン・カン 選別等施設	ペットボトル 再資源化施設	粗大ごみ展示・ 販売施設 「リプレこだいら」		古布等積替所
			展示場	作業場	
構造・規模	鉄骨造2階建	軽量鉄骨造	軽量鉄骨造	軽量鉄骨造	重量鉄骨造
処理能力	ビン 11.2t/5h カン 8.2t/5h	ペットボトル 3.75t/5h	—	—	—
建設年度	平成5年度 (1993年度)	平成8年度 (1996年度)	平成5年度 (1995年度)	平成12年度 (2000年度)	平成8年度 (1996年度)

注)プラスチック容器の処理も、ペットボトル再資源化施設で行っています。

(5) 家庭ごみ有料化・戸別収集

① 家庭ごみの有料化

家庭ごみ有料化については、廃棄物の問題に対して市民一人ひとりに関心を持ってもらうことなどにより、ごみだけでなく、資源物も含めた廃棄物の総量を減量する効果が期待されます。

多摩地域では、26市のうち21市（実施予定の1市を含む。）で家庭ごみの有料化を実施しており、家庭ごみの減量に効果をあげている例が多くあります。

多摩26市の家庭ごみ有料化の実施市と未実施市の比較

	総ごみ量原単位	ごみ量原単位	収集ごみ量原単位
実施市平均	723.6g/人日	555.5g/人日	437.8g/人日
未実施市平均	752.2g/人日	590.2g/人日	479.1g/人日

注1)データは、多摩地域ごみ実態調査(公益財団法人 東京市町村自治調査会)に基づきます。

注2)総ごみ量原単位は、ごみと資源物の合計量を一人1日当たりに換算した数値です。(集団回収分は除きます。)

注3)ごみ量原単位は、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」の一人1日当たりの量の合計です。

注4)収集ごみ量原単位は、家庭ごみ有料化の主な対象となる「可燃ごみ」「不燃ごみ」の収集量を、一人1日当たりの量に換算して合計した数値です。

小平市では、平成13年に廃棄物減量等推進審議会から「市民に家庭ごみの処理費用の相応の負担を求めるべきである。」との主旨の答申を受けていますが、今回の市民アンケート調査では、『賛成』が16.8%、『反対』が45.6%、『どちらともいえない』『よくわからない』が29.3%という結果でした。

そのため、家庭ごみの有料化を実施する場合には、資源化品目の拡大など、ごみ減量のための条件を整えるほか、不法投棄等のデメリットを少なくする方策や、有料化によって環境負荷の削減やごみ減量など、どのようなメリットがあるのかを明らかにして、費用負担に係る市民の理解を得る必要があります。

② 戸別収集

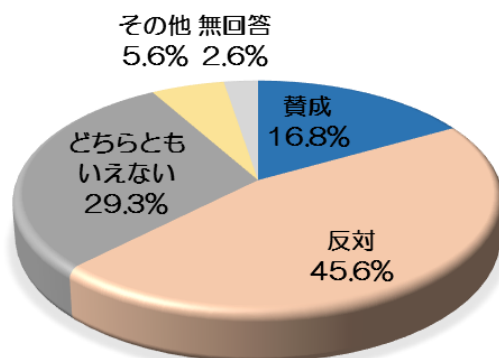
家庭からの廃棄物の収集方式としては、多摩地域では、小平市が行っているステーション方式が一般的でしたが、近年では家庭ごみの有料化と合わせて戸別収集に移行する例が多数を占めています。

また、現在の収集方式であるステーション方式は、排出者が特定しにくいため、ルール違反などが発生しやすいことや、設置場所や日々の管理などをめぐるトラブルが発生しやすいといった問題があります。

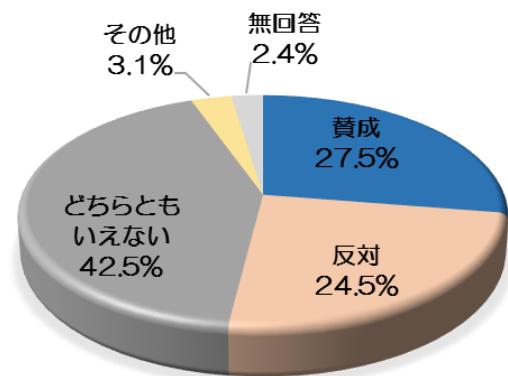
今回の市民アンケート調査では、『どちらともいえない』『よくわからない』が42.5%であったほかでは、『賛成』が『反対』を若干上回るという結果でした。

戸別収集については、ステーション方式に比べて、収集経費の増加や、収集車両が排出する排気ガスの増加といったデメリットがありますが、市民一人ひとりに自分が出す廃棄物に責任を持ってもらえるようになること、持ち出しの負担が減るため市民サービスが向上すること、道路上の集積所がなくなることでまちの美観が向上することなどのメリットがあります。

家庭ごみ有料化の賛否



戸別収集の賛否



第3章 計画理念・目標

1. 基本理念

こつこつ小平 『もったいない』が 根づくまち

廃棄物は、私たちの生活を支えている生産から消費に至る活動の結果として生じます。そして、廃棄物の発生は、廃棄物処理の段階だけではなく、生産から消費を経て廃棄に至るまでのすべての過程において資源・エネルギーを消費し、環境への負荷をもたらしていることを意味します。

今後、私たちが、将来にわたって末永く、快適に、このまち、この地球で暮らしていくためには、「大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会」を改め、「循環型社会」に変革する必要があります。循環型社会とは、3R（Reduce リデュース、Reuse リユース、Recycle リサイクル）を進め、そのうえで廃棄物となった物は、適正に処理することで、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会です。

今後、市は、循環型社会に向けて、3Rの推進や廃棄物の適正処理に係る様々な施策を展開していきます。

一方、循環型社会に向けた行動の根幹には、私たちの意識改革も重要です。そのキーワードが「もったいない」です。「もったいない」という言葉には、Reduce、Reuse、Recycle の3Rを表すだけでなく、かけがえのない地球資源に対するRespect（尊敬の念）も込められています。

（3R + Respect = 「もったいない」）

こうした意味での「もったいない」が私たちの意識に根付くことが、循環型社会への真の変革に向けた、息の長い行動のための『カギ』であると考えます。

こうした意識の定着は、なかなか急速には進まないかもしれませんが、市民・事業者が3Rに向けた行動を進めていくことと合わせて、**こつこつと着実に、私たちのまち小平を、「もったいない」が根づくまちにする**ことが、将来に向けて大切であるとの認識に立ち、これを本計画の基本理念として掲げます。

2 施策の基本方針

基本理念の実現により目指す循環型社会への変革に向けて、市が実施する施策は、次の方針を基本として実施していきます。

(1) 廃棄物の発生抑制 (Reduce)

廃棄物の発生抑制とは、ごみはもちろん資源物も含めた総量の抑制、つまり廃棄物の発生そのものを抑制することです。例えば、事業者はなるべく長く使える物を生産、販売し、市民もこのような物を進んで選択し、容易に廃棄物となる物を生活に持ち込まないなど、社会のあり方の変革を促し、廃棄物の発生を抑制することです。

小平市においても、循環型社会の形成のための第一の方策として、廃棄物の発生抑制を位置付け、取組を推進します。

(2) 再使用の促進 (Reuse)

循環型社会形成のための第二の方策として、物がいったん不用になってしまったとしても、他の市民や事業者への譲渡、交換や、他の目的で再度利用するなど、物が「再使用」されることを促進します。

(3) 再生利用の推進 (Recycle)

不用となり、再使用することが難しい物についても、そのままごみとして処分するのではなく、原材料として再生し、利用されることが、天然資源の消費の抑制につながることから、再生利用の推進は依然として重要です。

循環型社会の形成のための第三の方策として、再生利用を推進します。

(4) 適正処理の維持・向上

循環型社会の形成のためには、物を廃棄物にしないことが優先されますが、いったん廃棄物として発生したものについては適正な処理を推進します。

市民の生活と事業者の活動にとって必要不可欠である安全かつ安定した廃棄物処理の体制を維持するとともに、環境への配慮を優先しつつ、質の高い廃棄物処理を目指します。

3. 数値目標と指標

前計画では、7つの数値目標を設定していましたが、本計画では、重点が明確となるよう、そのうちの「排出物原単位」及び「処理ごみ量原単位」を、目標値を設定する指標（数値目標）とし、その他の5つは、今後の本計画の進捗状況管理の指標とします。

また、これらのほか、「温室効果ガス排出量」「市民満足度」を新たな指標として加えます。

これらの数値目標と指標は、第7章に記載している「計画の運営管理」のPDCAサイクルに活用します。

以下の数式に使用する記号は次のとおりです。

A	「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ」収集量
B	「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ」持込量
C	資源物収集量及び持込量
D	市が関与する拠点回収
E	集団回収量

(1) 数値目標（目標値を設定する指標）

① 市民一人1日当たりごみ・資源物総量（排出物原単位）

この数値は、市が処理に関与する廃棄物の総量を市民一人1日当たりの量に換算したもので、発生抑制や民間ルートでの再利用（資源物の販売店回収や、リサイクルショップの利用等）の結果として減少します。

本計画の優先課題は、ごみ・資源物ともに発生抑制を図ることであるため、この数値を数値目標として位置づけます。

目標値としては、第5章に記載する施策を実施することによって達成が見込まれる、平成24年度（2013年度）実績比で概ね10%減の690g/人日以下（最終年度）とします。

$$\text{排出物原単位(g/人日)} = (A+B+C+D+E) \div \text{人口} \div \text{年度内日数}$$

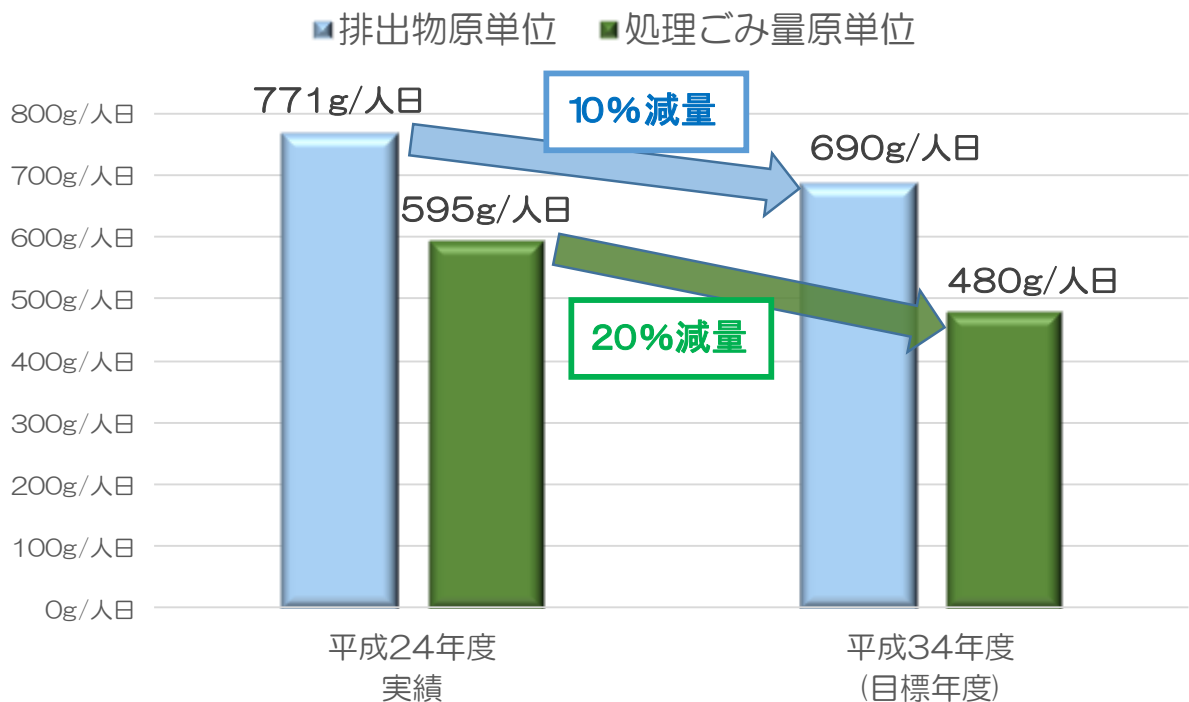
② 市民一人1日当たりごみ量（処理ごみ量原単位）

この数値は、家庭や事業所から排出されるごみ量の合計を市民一人1日当たりの量に換算したもので、3Rの推進により減少します。

ごみの発生抑制とともに資源化品目の拡大と分別の徹底の効果を計る指標となるため、数値目標として位置付けます。

目標値としては、第5章に記載する施策を実施することによって達成が見込まれる、平成24年度（2013年度）実績比で概ね20%減の480g/人日以下（最終年度）とします。

$$\text{処理ごみ量原単位(g/人日)} = (\text{A} + \text{B}) \div \text{人口} \div \text{年度内日数}$$



(2) 毎年度モニター指標（目標値を設定しないが毎年モニターする指標）

① 収集ごみ量原単位

収集量には、家庭ごみと合わせて収集する少量排出事業者のごみが含まれているものの、主に家庭ごみの量であることから、家庭ごみの減量動向を見る指標とします。

$$\text{収集ごみ量原単位 (g/人日)} = A \div \text{人口} \div \text{年度内日数}$$

② 持込ごみ量

持込ごみ量は主に、事業所から排出され、収集運搬許可業者を通じて小平・村山・大和衛生組合に持ち込まれる量であることから、事業系ごみの減量動向を見る指標とします。

$$\text{持込ごみ量 (t/年)} = B$$

③ 収集時リサイクル率

この数値は、市で行う資源化量（分別収集量及び集団回収量）が増加することにより上昇するため、資源物の分別徹底を測る指標となります。ただし、資源物の発生抑制や民間ルートでの再利用が進展すると、この指標は下降します。このため、この指標の上昇が、必ずしも3Rの推進を計るものではないことから、参考指標としての位置づけとします。

$$\text{収集時リサイクル率 (\%)} = (C + D + E) \div (A + B + C + D + E) \times 100$$

④ 最終処分量

最終処分場に搬入される焼却灰などの量で、3Rの推進や中間処理の能力向上などにより減少する指標です。

$$\text{東京たま広域資源循環組合への搬入量 (t)}$$

⑤ 温室効果ガス排出量

廃棄物の処理によって生じる環境負荷を、温室効果ガス排出量によって把握します。

市民一人1日当たり温室効果ガス排出量(kg/人・日)

=温室効果ガス排出量[kg-CO₂/年]÷人口÷年度内日数

(3) 計画見直し時モニター指標

① 資源物混入率（ごみ組成分析調査による）

ごみに混入して排出される資源物の量を導き出し、分別の度合いを把握する指標とします。

本計画の見直し及び改定の際にごみ組成分析調査を実施し、資源物の混入量を算出します。

② 市民満足度（市民アンケート調査による）

計画の見直し時には、以後の廃棄物の減量等の施策に対する市民の考え方などを調査するほか、その時点での廃棄物行政に対する満足度を調査し、計画見直しの参考とします。

本計画の見直し及び改定の際にアンケート調査を実施し、「ごみの収集」、「ごみの減量や処理の情報公開・提供」、「ごみの減量や処理の小平市の取り組み」、「住んでいる地域の清潔さ」について5点満点で評価します。

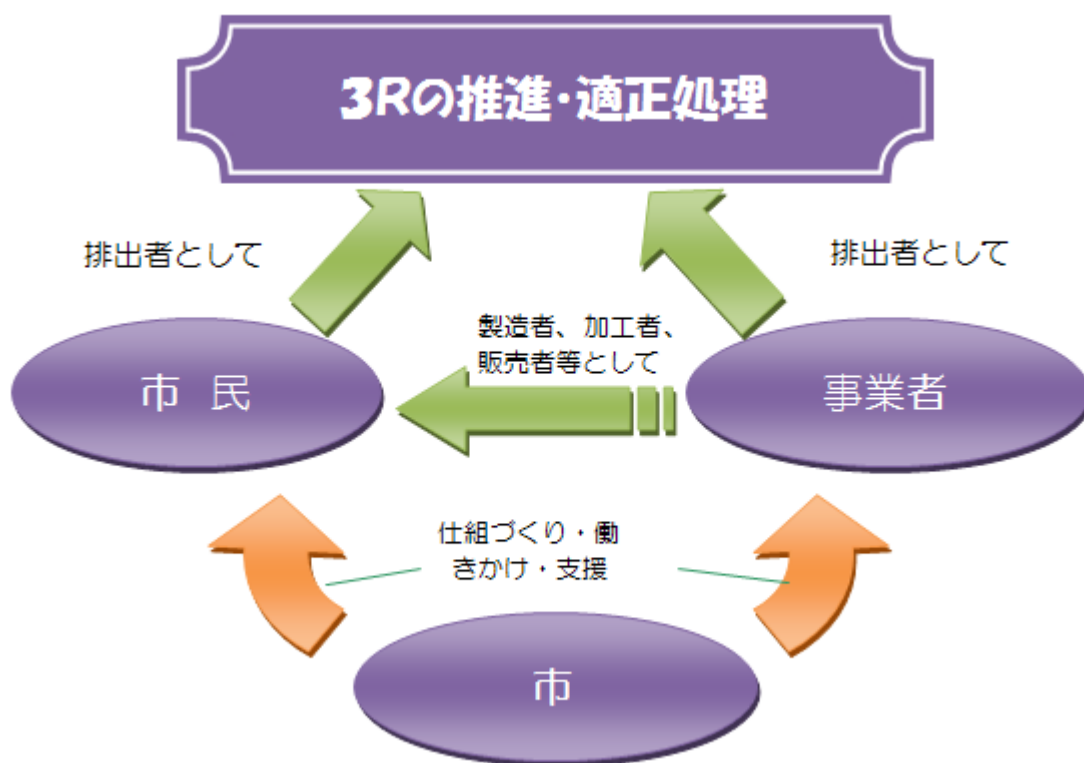
第4章 市民・事業者・市の行動

1. 三者それぞれの役割

循環型社会を築くためには、市民は排出者として、物が廃棄物となる前の段階からの取組が求められます。

事業者は排出者としての取組のほかに、物の製造、加工、販売等を行う者として、それぞれの立場における取組が求められます。

市は、市内の一般廃棄物の減量及び処理に関する責任主体として、こうした取組が進められるよう、仕組みづくりや働きかけ、支援を行います。（そのために実施する施策は第5章に記します。）



2. 市民の行動指針

3R、とりわけ、廃棄物の発生抑制に関しては、「容易に不用となる物を家庭に持ち込まない。」等の取組が必要です。

市民は、ごみと資源物の分別の徹底等、適正な処理を心がけることはもとより、一人ひとりが日常生活の中で3Rに取り組むことが求められます。

市民の望ましい行動については、次のように考えられます。

(1) 3Rの推進

- 無駄なものは買わず必要なものだけを買うように心がける。
- 買物の際にはマイバックなどを持参し、レジ袋を受け取らない、また過剰包装を断る。
- 商品を購入するときは、再生品等の環境に配慮した商品を選択する。
- 製品等をなるべく長期間使用する。
- リサイクルショップの利用等、不用品の再活用を図る。
- 食物資源（生ごみ）処理機等を利用し、生ごみの堆肥化を進める。
- 集団回収等の市民の自主的な活動に参加し、又は協力する。
- ごみを出すときは、資源物を適切に分別する。

(2) 適正処理の推進

- ごみや資源物を排出する際には、決められた分別区分や排出時間など、出し方のルールを守る。
- ごみ集積所の清潔保持や街の美化に努める。
- ごみの不法投棄や野外焼却はしない。

3. 事業者の行動指針

排出者としての事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理するほか、3Rの推進や適正処理の確保に関して市の施策に協力することが求められます。

また、事業者は、拡大生産者責任（EPR）に基づいて、製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等を通じて3Rの推進につながる取組を積極的に行うことが必要です。

市民の望ましい行動については、次のように考えられます。

(1) 3Rの推進

① 排出者として

- それぞれの業種や規模などに応じて、事業活動における3Rの推進に取り組む。
- 食品関連事業者は、食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）にのっとり、食品ロスの削減や食品廃棄物の再生利用等に取り組む。
- 物品を購入するときは、再生品等の環境に配慮した物品を選択する。
- 物品等をなるべく長期間使用する。
- 廃棄物を排出するときは、再利用の可能な物の分別を行う。
- 事業用大規模建築物の所有者は、再利用計画書の作成を作成する。

② 製造者、加工者、販売者等として

- 長期間使用可能な製品や再生利用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等に努める。
- 再生資源等を利用するよう努める。
- 包装、容器等の適正化を図り、発生抑制に努める。
- 再使用が可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収を行う方策を講ずる。
- 市民が商品の購入等をする際に、適正な包装、容器等を選択できるように努めるとともに、市民が包装、容器等を不要としたり、返却をしたりするときには、その回収等に努める。

(2) 適正処理の推進

- 廃棄物処理法等の関係法令を遵守する。
- 事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに廃棄物の処理業者に適切に処理させる。
- 少量（1日平均10kg未満）排出事業者が市の収集に排出する際には市指定の有料ごみ処理袋等を使用する。
- 処理に当たっては、再生、破砕、圧縮、焼却、脱水等の処理を適正に行う。
- 事業用大規模建築物の所有者は、廃棄物管理責任者の選任、廃棄物の保管場所の設置を行う。
- ごみの不法投棄や野外焼却はしない。

第5章 市が実施する施策

1. 重点施策

第2章3で掲げた課題を踏まえ、市民や事業者の取組を求めつつ、計画理念・目標を実現することを目指して、市は、次の施策に重点的に取り組みます。

(1) 3Rの推進・適正処理に向けた意識向上

循環型社会の形成のためには廃棄物の3Rや適正処理が基本であり、その実現のため、さまざまな市民の学習や啓発活動を継続的に行うことなどによって、前章に掲げた行動の実践など、市民生活や事業活動の見直しを促します。

- 市報やホームページを通じた啓発を積極的に行います。
- 説明会や、こだいら環境フェスティバルなどのイベントを通じて、3Rに関する理解の促進を図ります。
- ごみ問題に対する市民の関心の度合いに応じた啓発を図ります。
- 特に子どもの頃からの意識付けが重要であることから、子ども向けの啓発の強化（環境学習の充実、キッズページ（市ホームページ内）の充実など）を図ります。
- ごみと資源物の出し方パンフレットを、ごみ減量推進実行委員会などの協力を得て、よりわかりやすいものとし、全戸配布します。
- 外国人向けの外国語版ごみと資源物の出し方パンフレットを作成します。
- 「雑がみ」や「プラスチック容器」の正しい分別について、啓発を強化します。
- 資源の循環が推進されるよう、再生資源を利用した製品やエコマーク付の商品の利用等、グリーン購入についても呼びかけを行います。
- スマートフォンなどの新たな媒体を活用した、啓発・情報提供について検討します。
- 新しく取り組む事業などについては、報道各社に積極的に情報提供を行い、マスコミを通じたPRの実施を図ります。
- 「生きカエル」や「へらすんじゃー」などのマスコット・キャラクターのいっそうの活用によって、親しみやすい啓発を図ります。

これらの施策は、計画の開始年度より順次、検討・実施します。

(2) 生ごみの減量（食物資源の資源化推進）

燃えるごみの多くの割合を占める生ごみについて、発生の抑制と再生利用の推進により、いっそうの減量を進めます。

- 食物資源循環モデル事業については、順次、規模を拡大しながら実施し、効果的・効率的な食物資源のリサイクルの手法を検討します。
 - 同事業の経過と結果を踏まえ、より良い手法について検討を進め、食物資源リサイクルの充実と定着を図ります。
 - 集めた食物資源のリサイクルの手法については、現在の民間施設での堆肥化に加えて、他の実施可能な手法を研究します。
 - 食物資源由来の堆肥について、市内の農地で使用する取組などを検討します。
 - ごみとして出す際の水切りの徹底のほか、ごみとして多くの未利用食品が出されている実態を踏まえて、これを減らすための啓発を検討します。
 - 食物資源モデル事業のほかに、自家処理の促進のための支援（食物資源処理機器の購入費補助の継続、段ボールコンポストを含めた様々な手法の支援）を行います。
- ☑ 食物資源循環モデル事業については、平成28年度(2016年度)までの間、毎年度100世帯ずつ対象世帯を拡大しながら継続し、並行して、食物資源リサイクルのより良い手法について検討を進めます。
 - ☑ その他の事業については、継続して実施するとともに、充実を図ります。

(3) 容器包装プラスチックの資源化推進

現在、資源化対象品目とすることができていない軟質の物も合わせた、全量容器包装プラスチックの資源化に取り組みます。

- 現在、小平・村山・大和衛生組合及び他の構成市とともに検討を進めている3市共同資源化事業の実現（3市共同資源物処理施設の整備）その他により、全量容器包装プラスチックの資源化の実現に努めます。
 - 合わせて、発生抑制のための方策として、市民に対しては、購入時に容器包装の少ない商品を選択すること等、スーパーなどの小売店に対しては、はかり売りの実施等と呼びかけ、消費の段階からの減量に取り組みます。
- ☑ 当初の予定より遅れが生じている3市共同資源物処理施設の稼働は、最短でも平成30年度(2018年度)頃と見込まれます。
 - ☑ 現在、プラスチック容器の処理を行っているリサイクルセンターでは、すでに処理能力が限界に達しているため、全量容器包装プラスチックの資源化は、3市共同資源物処理施設の稼働に合わせての実施を目標とします。

(4) 適正な処理の維持・向上に向けた処理体制の整備

地方自治体の責務として、環境衛生の維持の面からも、市民生活や事業活動から日々出される廃棄物を、中断なく、適正に処理を続けることができるよう、処理体制の整備を進めます。

整備に当たっては、施設近隣の住民をはじめ、広く市民の理解を得られるよう、十分に配慮していきます。

① 3市共同資源物処理施設の整備

- 小平・村山・大和衛生組合及び他の構成市と連携して、3市共同資源物処理施設（ペットボトル・容器包装プラスチック）の整備を進めます。

施設の稼働は、最短で平成30年度(2018年度)を見込みます。

② 他の資源化品目の処理施設の整備

- ペットボトルと容器包装プラスチック以外の資源化品目については、市として、現リサイクルセンターでの施設更新を目途として、処理施設の整備（更新）を進めます。
- 整備（更新）に当たっては、現在、リプレこだいらで実施している粗大ごみからの家具類の再生販売のほか、市民が自ら不用品を持ち込んで、その品物を必要とする方に譲渡できる場などの設置を検討します。

リサイクルセンターの施設更新を考える場合、現在のペットボトル・プラスチック容器処理ラインを運転停止（撤去）できる時期が、3市共同資源物処理施設の稼働を待たなくてはなりません。このため、3市共同資源物処理施設の稼働までは検討期間とし、その稼働の後に、具体的な整備に取り掛かるものとします。

③ 焼却施設等の更新

- 小平・村山・大和衛生組合及び他の構成市と連携して、適切に施設整備（更新）を進めます。
- 新たな施設は、全量容器包装プラスチックの資源化などを踏まえた将来ごみ量に応じた適切な規模としつつ、発電等の熱利用の設備を設け、環境へ十分配慮した施設とします。
- ごみ焼却施設の整備に当たっては、3市共同資源物処理施設の整備と、粗大ごみ処理施設の更新と合わせて検討します。
- 今後、施設の更新とともに、3市共同資源化事業のソフト面事業として、減量施策や3市の資源化基準の統一などを図ります。

ごみ焼却施設は、平成33年度(2021年度)での更新を目指します。

(5) 家庭ごみ有料化・戸別収集への移行

家庭ごみ有料化の目的を「市民の意識改革」とし、その結果として、市民による廃棄物の減量、資源物の分別の徹底などの取組を促し、また、公平性の確保などを図るものと位置付け、実施に向けた検討を進めます。

また、排出者の明確化（排出者の特定が容易となること）によって家庭ごみ有料化の実効性と効果を確保するための方策として、戸別収集への移行を合わせて検討します。

家庭ごみの有料化に当たっては、市民に処理費用の負担の受容を求めることが最も大きな課題であり、制度面での条件整備や十分な周知、問題意識の共有などを図ります。

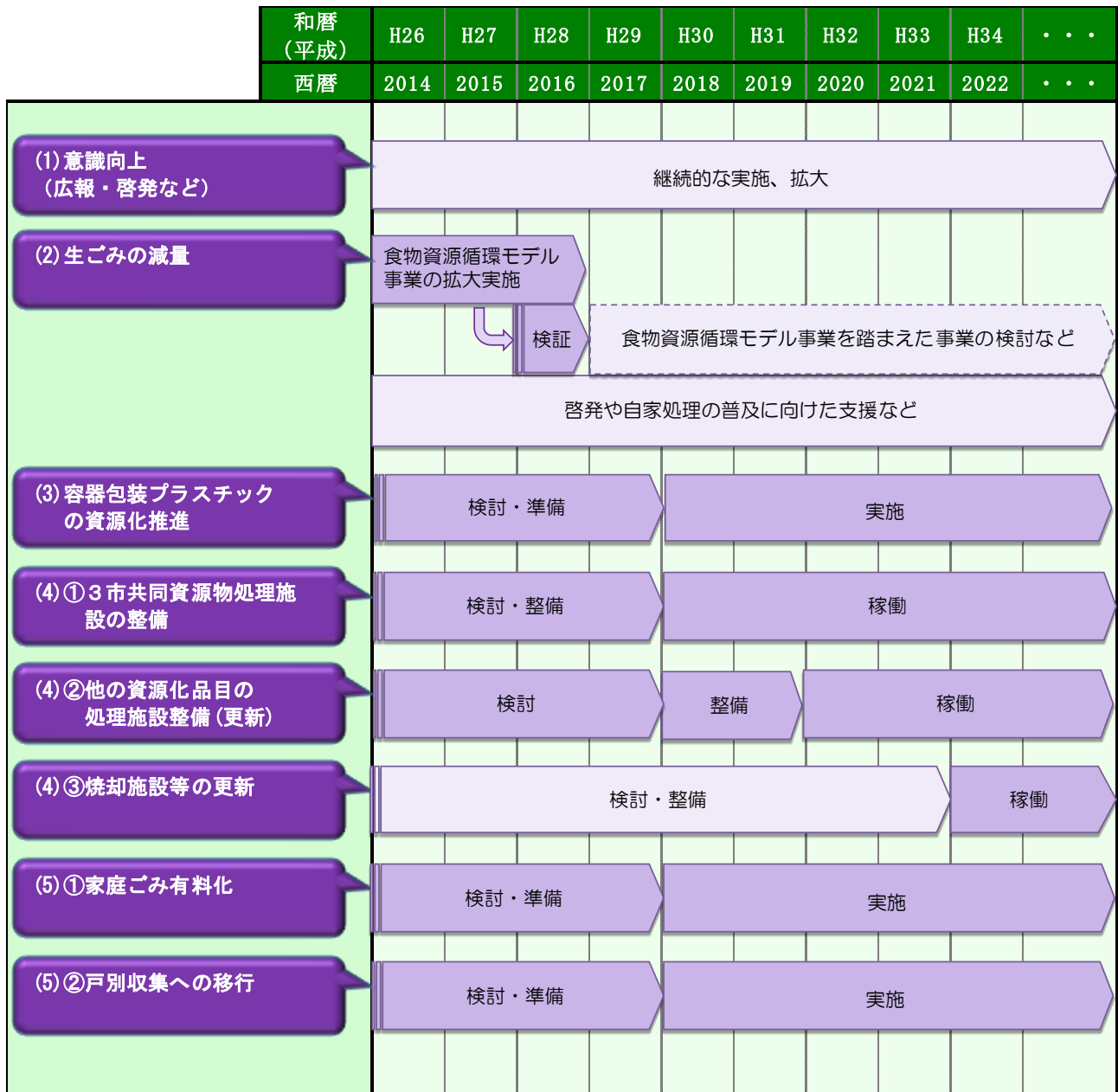
① 家庭ごみ有料化

- 家庭ごみの有料化については、ごみを出す市民が「資源物の分別徹底により、ごみ処理費用の負担を軽減できる」ための条件整備が必要であることから、全量容器包装プラスチックの分別収集・資源化を前提として考えます。
 - 家庭ごみ有料化の実施に向けた検討に際しては、廃棄物減量等推進審議会の活用などの市民参加の手法を用いて、家庭ごみ有料化のより良い手法を検討します。
 - 発生抑制は再生利用よりも優先度が高いことから、資源物についても、ごみより低額な手数料を設定することなども合わせて検討します。
 - 家庭ごみ有料化に向けた検討の進捗に応じて、検討内容などを適宜公表して、市民意見の聴取に努めます。
- 家庭ごみの有料化については、全量容器包装プラスチックの分別収集・資源化とともに実施することを目途とします。

② 戸別収集への移行

- 家庭ごみ有料化の際には、排出者責任が明確になるとともに、道路上の集積所の廃止による街の美観向上や、一人暮らし高齢者などの普段のごみ出しが困難な世帯へのサービス向上なども見込まれる戸別収集方式への移行を予定します。
 - 戸別収集にともなう環境負荷と経費の増を抑制するため、効率的な収集・運搬方法を検討するほか、各分別区分の収集頻度を見直します。
- 戸別収集は、家庭ごみ有料化と合わせて実施することを予定します。なお、実際に移行するに当たっては、収集の安定化のため、若干(半年以内)の先行実施期間を設けることを検討します。

重点施策の実施スケジュール一覧



注) この図は、(4) ①「3市共同資源物処理施設の整備」の「稼働」が、最短で平成30年度(2018年度)と見込まれることを前提として、これに連動する他の施策の実施スケジュールの概略を図示したものです。

2 個別施策

市は、重点施策のほか、次の施策を通じて、計画理念・目標の実現を目指します。

(1) 3R推進施策

① 3R推進のための市内小売店舗の取組の促進

3Rを推進するためには、物が廃棄物となる前の消費（購入）の段階からの事業者（小売店舗）の取組と、市民による活用が必要です。

- ばら売り、はかり売りなどによる未利用食品の発生抑制や、過剰な容器包装類等の削減、マイバッグ持参の推進（レジ袋対策）などを、販売の段階から推進するほか、店頭での資源物の自主回収などを促進するため、市内小売店舗の取組状況を把握するほか、これらに貢献する取組を行うことについての協定制度などの手法を検討します。
- 小売店舗の取組内容やその名称等は、市民に情報提供し、市民による購入段階からの3R推進のための取組に活用することを合わせて検討します。

② 不用品交換、リサイクルショップ、レンタルサービス等の情報提供

市で行っている「生活用品リサイクル情報コーナー」のほか、民間のリサイクルショップ、古書店、古着屋などを活用することで、リユースの促進が図られるとともに、レンタルサービスなどの活用によって発生抑制を図ることもできます。

- 現在、紙での掲示で行っている「生活用品リサイクル情報コーナー」について、WEBの活用など、市民にとってより利便性の高い手法を検討します。
- 民間のリサイクルショップ、レンタルサービス等について、市民への情報提供を図ります。

③ 集団回収の促進

集団回収は、これまで概ね順調に回収量を伸ばしてきました。地域の自治会などが、行政を経由することなく資源物の自主的な回収を行う集団回収は、地域コミュニティの醸成の場としての意味も含めて、引き続き行政回収に優先するものと位置づけます。

- 現在の補助制度を継続し、集団回収の促進を図ります。

④ 小型家電リサイクルの実施

平成25年（2013年）4月に小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）が施行され、携帯電話、デジタルカメラをはじめとする使用済み小型家電から、金や銅などの有用金属や、レアメタルを回収し、再資源化することが可能となっています。

- 平成25年度（2013年度）のこだいら環境フェスティバルにおいて試行的に回収を実施した小型家電リサイクルについて、引き続きイベント回収、日時場所を定めての拠点回収を実施するほか、拠点回収ボックスの設置による常時回収や、粗大ごみとして収集した品物からの選別など、実施可能な施策に取り組みます。
- 今後の小平・村山・大和衛生組合の粗大ごみ処理施設の更新に当たっては、手選別工程の追加など、小型家電リサイクルを有効に活用できるよう、働きかけを行います。

⑤ 陶磁器リサイクルの実施

ごみ減量推進実行委員会による平成23年度（2011年度）の事業開始以来、イベント回収と日時場所を定めての拠点回収を実施し、順調に推移しています。

- 今後も現在の回収方式をベースとして継続実施しつつ、拠点回収については、より利便性の高い回収場所を検討し、拡充を図ります。

⑥ せん定枝リサイクルの実施

庭木などのせん定枝は、収集後にチップ化して、公共施設や農家での活用を進めてきました。現在、チップ化は通常どおり行っていますが、平成23年（2011年）の原子力発電所の事故を受け、国から落ち葉やせん定枝の使用の自粛の要請があり、チップ化したせん定枝の配布を中止しています。

- 引き続きせん定枝のチップ化を行い、流通自粛要請の解除を待って、公共施設や農家での活用を進めます。

⑦ スプレー缶・ガスカートリッジ缶・ライターの資源化

スプレー缶・ガスカートリッジ缶については、「使い切って」「穴を開ける」こと等、ライターについても「使い切る」こと等を排出ルールとしてお願いしていますが、中身の入ったままのスプレー缶・ガスカートリッジ缶やライターが原因と見られる収集車火災が毎年複数発生しているほか、小平・村山・大和衛生組合においても破砕処理施設での爆発事故も発生しています。

また、スプレー缶・ガスカートリッジ缶に「穴を開ける」ことについては、都内では穴あけによる火災や受傷も発生しています。

- スプレー缶・ガスカートリッジ缶・ライターについては、排出や収集の段階で安全で、収集後に適切に処理をし、容器を資源化する方策について検討します。

⑧ その他の品目の資源化

現時点では資源化を見込むことができない品目についても、今後の状況の変化に応じて資源化が可能となることも考えられます。

- 社会的動向等に注視し、新たな資源化品目を研究します。

⑨ 資源物の持ち去り行為対策

市による回収のために集積所に出された古紙などの資源物を、市の委託業者以外の者が無断で持ち去る行為が発生しています。

このことを受けて、市では条例を改正し、平成25年（2013年）4月1日から集積所に出された資源物の持ち去り行為を禁止しました。（同年7月1日からは、罰則規定も適用。）

しかし、その後も持ち去り行為は発生を続けています。

- 持ち去り行為に対する職員パトロールや、廃棄物減量等推進員と連携した資源物持ち去り行為監視月間の監視活動を引き続き実施するほか、関係する業界団体（東多摩再資源化事業協同組合ほか）との連携によるGPSによる追跡調査など、効果的な対策を実施します。

⑩ 事業系廃棄物対策

市で発生する廃棄物（一般廃棄物）の多くは家庭からの物ですが、事業所から排出される事業系一般廃棄物についても3R推進の取組が求められます。

- 大規模事業者に対しては、事業用大規模建築物の所有者による廃棄物の発生抑制及び再利用に関する計画書の提出や、廃棄物管理責任者の選任をもとに、3R推進の取組を求めます。
- 中小の事業者に対しては、商工会など事業者団体と連携しながら、取組を求めます。

⑪ 一事業者としての市の取組の推進

市は、一事業所として、市民や事業者にと組や連携を求めるに当たり、その模範とならなければなりません。

- 第二次環境基本計画に掲げる、図書館資料のリサイクルや、市立小学校や市立保育園の生ごみ処理機で生成される食物資源一次処理物の資源化の推進を、引き続き実施します。
- 第二次エコダイラ・オフィス計画（平成22年（2010年）3月）に基づき、市が行うすべての事務・事業（外部施設を含む。）において、廃棄物の減量等を進めます。

（2）適正処理の維持・向上施策

① 適正排出指導・不法投棄対策

分別や収集日などのごみの出し方のルールに反する不適正な排出や不法投棄は、廃棄物の適正な処理のほか、街の美観の維持においても重要な問題です。

- 廃棄物減量等推進員による排出指導や不法投棄監視活動、職員による個別の指導等を引き続き実施します。
- 不適正な分別など、排出ルールが守られない集合住宅については、管理会社を通じた排出指導等も合わせて行い、改善を図ります。

② 事業系廃棄物対策

事業系一般廃棄物についても、適正処理の確保のため、排出ルールの徹底などの対策が必要です。

- 収集運搬許可業者等を通じて処理される多量排出事業者については、小平・村山・大和衛生組合での搬入物調査において、分別等の実態を把握し、不適正な排出に対しては、収集運搬業者を通じて指導するほか、必要に応じて直接指導を行います。
- 家庭廃棄物と合わせて、市が収集している少量排出事業者については、有料ごみ処理袋等の利用を徹底するほか、不適正な排出に対しては家庭廃棄物と同様に排出指導を行います。

(3) 災害廃棄物対策

市では、地域防災計画について、平成23年（2011年）の東日本大震災の教訓を生かし、切迫性が指摘される首都直下地震等への備えと、震災発生時に市民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限とする、より実効性のある計画とするため、見直しを進めています。（平成25年（2013年）12月頃確定予定）

震災等の発生後は、大量のがれきが発生することが見込まれるほか、家庭や避難所等からは生ごみ等も発生することが見込まれます。

応急対策や復旧・復興を円滑に実施するため、また、特に生ごみ等は、地域の衛生環境の維持のため、早急な処理が必要となります。

- 小平・村山・大和衛生組合及び「ごみ・し尿・がれきの処理に関する災害時応援協定」を締結している小平市清掃事業協同組合と連携して、廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握するほか、ごみやがれきの処理マニュアルをあらかじめ作成するなど、震災時のごみやがれきの処理体制を確保します。

3. 今後の廃棄物処理体制

今後の廃棄物の処理については、これまでに掲げた施策と合わせて、次の体制で行います。

(1) 収集運搬

市民生活や事業活動から生じる廃棄物を、生活環境に支障が生じないよう、適正かつ円滑に収集運搬する必要があることを踏まえ、以下のとおりの体制とします。

- 市で行う収集運搬については、環境保全の重要性や廃棄物処理の公共性を十分に認識し、業務の確実な履行を重視したうえで民間委託を行うことにより、これまでと同様に、適切かつ円滑に実施します。
- 市が収集しないものについては、市が許可する収集運搬許可業者等により収集運搬するものとし、市は、引き続き許可に関する業務を行います。

(2) 中間処理

市で行う廃棄物の中間処理については、施設整備（更新）を進めながら、以下のとおり処理を行います。

- ごみの中間処理は、小平・村山・大和衛生組合において行うものとします。
- 資源物の中間処理は、3市共同資源物処理施設の整備等を進めながら、当面の間は、リサイクルセンター等において、現状の処理体制で行います。

(3) 最終処分

小平・村山・大和衛生組合から排出される焼却残灰と破碎不燃については、東京たま広域資源循環組合が管理・運営する二ツ塚廃棄物広域処分場に搬入し、焼却残灰については、同処分場内にある東京たまエコセメント化施設にてエコセメント化しています。

処分場の建設・運営には、日の出町の地元の皆様に多大なご理解とご協力をいただいております。処分場の適正な管理・運営に市としても貢献しながら、今後同処分場での最終処分をしていくものとします。

- 市としての各施策の実施のほか、小平・村山・大和衛生組合での中間処理段階における資源化の拡大等、最終処分量の削減に努めます。
- 処分場への搬入廃棄物の適正化を維持します。
- 公共工事でのエコセメント製品の利用などを通じて、エコセメント事業を支援していきます。

4. 市民参加と協働

施策の決定や実施に当たっては、市民・事業者への情報提供や参画、協働などを図ります。

(1) 市民参加

市の廃棄物に関する施策の決定や実施に当たっては、市民・事業者への情報提供を行うとともに、市民参加を図り、意見を把握して、適宜反映することが必要です。

- 市の施策の方向性や、重要事業の内容に関しては、幅広い分野から市民・事業者が集う廃棄物減量等推進審議会に審議等を求め、より良い施策等のあり方を検討します。
- 必要に応じて、パブリックコメント、説明会、市民懇談会、地区住民協議会等を実施します。

(2) 市民・事業者との協働

市民や事業者とのコミュニケーションを充実し、協働により施策を実施することで、市単独で実施するよりも柔軟かつ効果的な施策実施が期待できます。

① ごみ減量推進実行委員会

市民・事業者が集って活動している小平市ごみ減量推進実行委員会は、これまでに各種のイベントや講習会の実施、広報紙「ごみらいふ」の発行など、多様な活動を展開し、近年では委員会の発意により陶磁器製食器のリサイクルの取組をスタートさせています。

- 今後も、市として必要な支援を行うとともに、協働して3Rの推進等のための活動を進めていきます。

② 廃棄物減量等推進員

廃棄物減量等推進員（愛称「クリーンメイト」）は、地域の集積所の分別指導やパトロールなどを主な役割とし、このほか市との協働事業として、マイバッグキャンペーンや不法投棄監視ウィーク、資源物持ち去り行為監視月間における監視活動を実施しています。

- 地域に根ざした廃棄物減量等推進員の特性を生かしながら、活動の継続と充実を図ります。

③ 市民団体等

市が活動に関与する団体のほか、独自に活動を行っている市民団体等も、協働の相手方となります。

- ケースに応じて、協働による事業を検討します。

第6章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状

(1) 生活排水の処理状況

市内の公共下水道普及率は 100%に達しており、し尿を含む生活排水は公共下水道によって処理しています。

しかし、やむを得ない事情により水洗化できない一般家庭の汲み取り式便所や仮設トイレのし尿、浄化槽の汚泥等については別途処理を行っています。

① 収集運搬

し尿については、市が民間委託により収集運搬（汲み取り）を行っており、浄化槽汚泥は許可業者により収集運搬するものとしています。

② 処理

し尿と浄化槽汚泥の処理に関しては、小平市は、昭和40年度（1965年度）にし尿及び汚泥の処理を目的として湖南衛生組合に加入しています。

その後、湖南衛生組合の処理量は、公共下水道の敷設の進展とともに減少し、現在では最盛期の2割程度の稼働にまで減少しています。

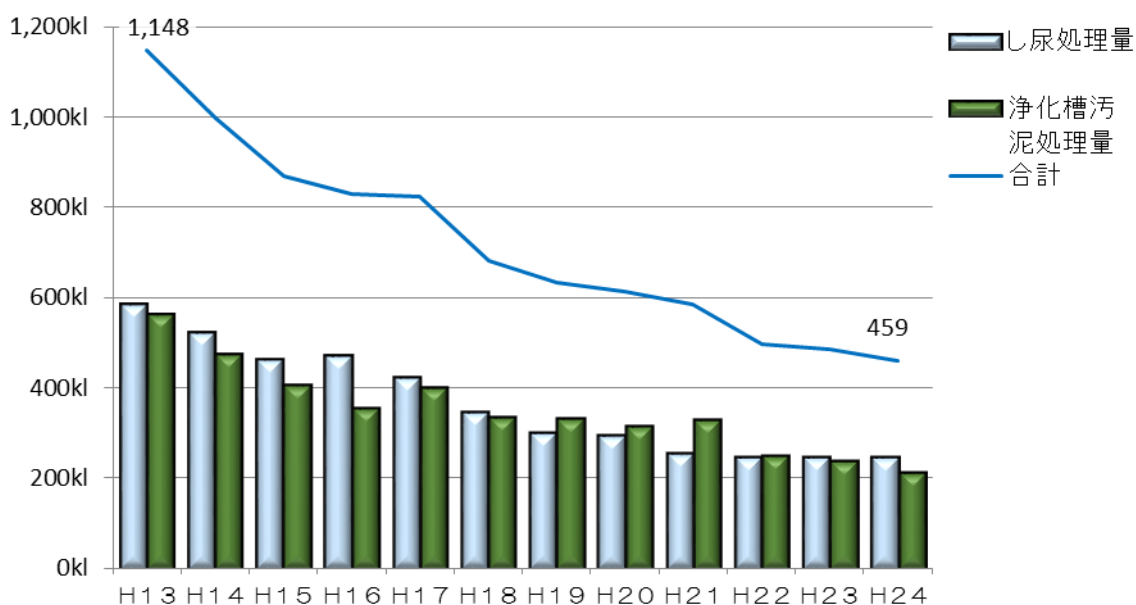
一方、施設の老朽化も進んできており、処理量の減少と併せて、効率的な施設運営を図るため、平成20年度（2008年度）に、前処理希釈方式（最も簡易な処理方式で、し尿等のきょう雑物を破碎して除去した後、下水道放流基準値まで希釈して下水放流する方式）による処理能力6kl/日の施設に改修しました。

名称	湖南衛生組合
所在地	武蔵村山市大南5丁目1番地
電話番号	(042)561-1551
敷地面積	73,412㎡

(2) し尿などの処理量

処理量はこれまで減少を続けてきており、平成24年度（2012年度）の処理量は459kl（平成13年度（2001年度）1,148kl）でした。

今後も下水接続に伴いし尿の処理量は減少が見込まれるものの、工事現場やイベント用の仮設トイレについては今後も残存するものと考えられます。



2. 今後の取組

- 公共下水道に未接続の家庭に対しては、引き続き接続を促すとともに、今後も一定規模での残存が見込まれる仮設トイレ等のし尿について、適正に処理することができるよう、収集運搬（汲み取り）と処理の体制を維持します。
- 処理については、現在、湖南衛生組合で進めている「総合整備事業」について、同組合を構成する1市として、事業の適切な実現を図ります。

湖南衛生組合総合整備事業

- 湖南衛生組合では、引き続き、し尿の共同処理を行うため、処理量に見合った新処理施設等の整備、不用施設の解体・撤去及び土地の有効活用を実施していきます。
- 新処理施設は、前処理希釈方式により整備し、新処理施設、設備等については、処理量に見合った小規模な設備を集約してコンパクトに配置することとしています。
- 不用となる区域は、地元市である武蔵村山市まちづくり方針との整合を図り、優良な戸建て住宅地として整備を行うとしています。
- 本整備事業で行う新処理施設等の建設、不用施設の解体・撤去及び土地の処分・活用に係る費用等については、多額の費用が必要であり、組織市が新たに分担金として費用を負担することは困難なため、民間活力を活用し、不用施設の解体・撤去、新処理施設の建設を、土地の処分代金で行う、「処分竣工型土地信託」という事業手法で行うこととしています。

第7章 計画の運営管理

市の一般廃棄物処理事業の目標の達成状況を管理し、以後の事業実施に反映するため、事業の点検・見直し・評価を行う仕組み（PDCAサイクル）を実施します。

（1）年度ごと

- 前年度の実績をとりまとめ、数値目標及び毎年度モニター指標を算出します。
- 前年度の事業実施状況を確認し、廃棄物対策に関する課題等を検討し、各年度の実施計画策定に当たり、施策に反映させます。
- 事業の実施状況及び数値目標が本計画と大幅に異なった場合やその他大きな状況の変化があった場合等は、計画の見直し等を含めて検討します。
- 上記については、市の環境施策推進本部での内部チェックのうえ、小平市廃棄物減量等推進審議会に報告し、意見をとりまとめて、公表します。

（2）計画の見直し（中間改訂・改定）時

- 平成29年度（2017年度）と平成34年度（2022年度）には、全体としての計画達成状況を点検・評価の上、計画の見直し（中間改訂・改定）を行います。
- 市民の意識・意向（市民アンケート）やごみの組成を調査して、計画見直し時モニター指標を算出します。
- 計画の見直しは、原則として、小平市廃棄物減量等推進審議会に諮問し、その審議を踏まえて行います。

	年度ごと	計画の見直し時
点検・評価の方法	行政データや各施策の執行状況や達成状況などを基に実施	左のほか市民の意識・意向（市民アンケート）やごみの組成を調査して実施
点検・評価の主体	市の環境施策推進本部での内部チェックのうえ、結果について審議会の意見を求めます。	市の環境施策推進本部での内部チェックのほか、調査手法や結果については審議会に審議を求めます。
点検・評価の項目	<ul style="list-style-type: none"> ●数値目標 <ul style="list-style-type: none"> 市民一人1日あたりごみ・資源物総量（排出物原単位） 市民一人1日あたりごみ量（処理ごみ量原単位） ●毎年度モニター指標 <ul style="list-style-type: none"> 収集ごみ量原単位 持込ごみ量 収集時リサイクル率 最終処分量 温室効果ガス排出量 	<ul style="list-style-type: none"> ●左記のほか計画見直し時モニター指標 <ul style="list-style-type: none"> 資源物混入率（組成分析調査による） 市民満足度（市民アンケート調査による）
見直し・改善の方法	同年度以降の施策実施に反映します。	一般廃棄物処理基本計画に反映します。
情報公開	市ホームページ等を通じて公表します。	市ホームページ等を通じて公表します。